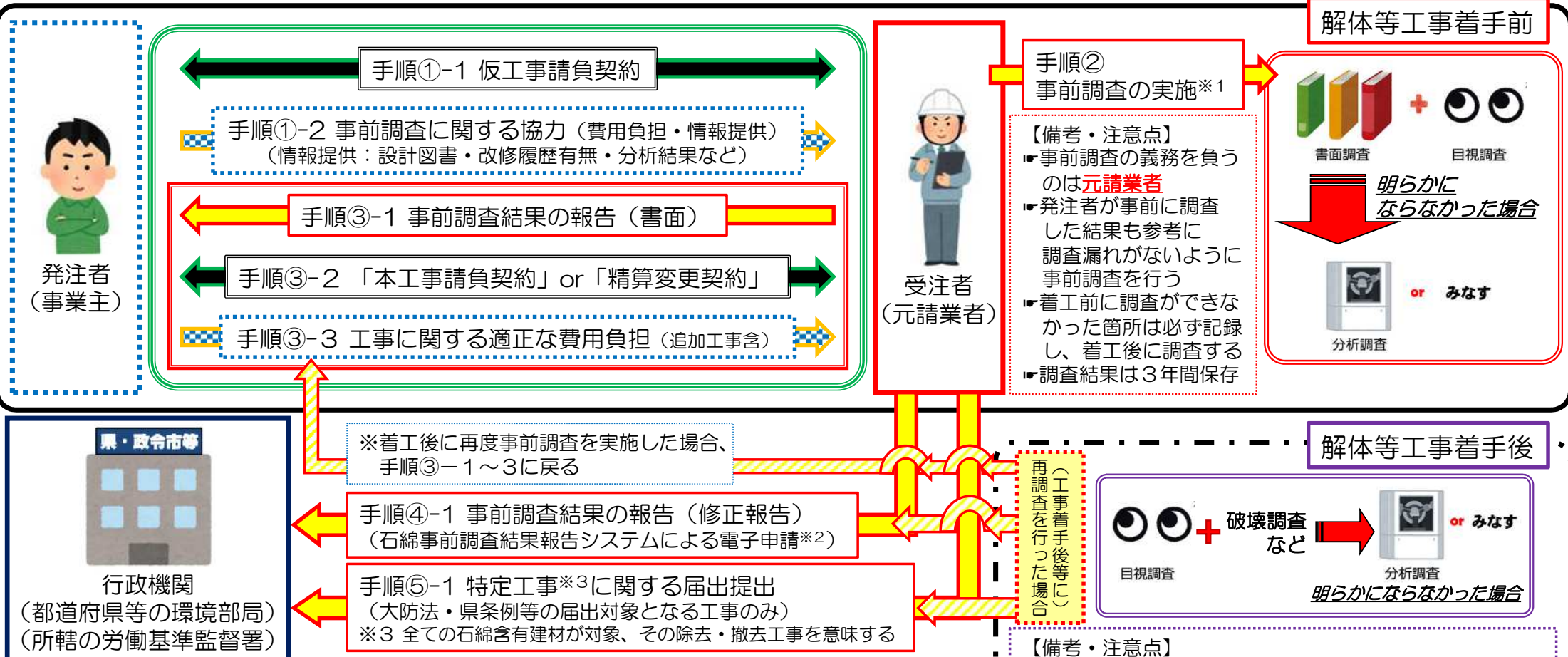


石綿有無に関する事前調査の体系図（工事請負契約がある場合）【矢印凡例：⇨ 発注者、⇨ 受注者、⇄ 両方】



※2 **石綿なしでも報告が必要!!**
 令和4年4月1日から報告制度開始
 (電子申請システムは令和4年3月中に運用開始予定)
【報告対象の規模要件】
 解体工事 ▶ 延床80㎡以上
 改修工事 ▶ 請負金額100万以上(税込)

※1 **令和5年10月以降は下記の要件を満たす者しか調査できません!!**
 ★事前調査の実施者★ ※竣工時期等の書類確認のみであれば資格要件なし
 ⇨ (特定・一般・一戸建て) 建築物石綿含有建材調査者
 ※一戸建ては住宅・共同住宅の住戸内部のみ実施可能
 ⇨ アスベスト診断士 (令和5年9月末までに登録された者)
 ★分析調査の実施者★
 ⇨ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講、修了考査に合格した者

【備考・注意点】

- 着工前に調査ができなかった箇所や解体途中で石綿含有が疑われる建材を発見した場合は再調査が必要
- 再調査結果は発注者へ書面にて改めて報告が必要
- 電子申請した内容に変更が生じる場合は、「新規提出」または「修正報告」を専用の報告システムから行う
- 特定工事※3に該当する場合は、各種届出書提出が必要